

『令和6年度税制改正大綱（15） 少額減価償却資産の特例延長等』

取得価額30万円未満の減価償却資産を対象とした中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例では、令和8年3月31日までの2年延長が示されたほか、対象法人のうち電子申告が義務化された法人については従業員要件を300人以下に引き下げることとなった。もともと制度の対象は中小企業者及び協同組合等であるが、協同組合等には適用にあたり資本金・出資金の制約がないため、いずれかが1億円超の場合は電子申告義務化法人の対象となる。今回の従業員要件の見直しはその協同組合等を対象としたもので、中小企業者では変更がなく要件は500人以下。



中小企業経営強化税制については、スマート農業技術等の導入に資する設備の取得等や施設等の整備に対する優遇措置が新たに創設されることを受け、同税制と対象設備が重なることを避けるために見直しが行われる。同税制の対象設備のうちのデジタル化設備(C類型)から、農業の生産性向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律(仮)の生産方式革新実施計画(仮)の認定を受けた農業者等が取得等をするスマート農業関連設備等を除外することとなった。同税制の適用時期に変更はなく、令和7年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用される。

『少子化社会での税制のあり方 可処分所得増加への具体策答申』

税制審議会はこのほど、日本税理士会連合会より諮問のあった「少子化社会における税制のあり方について」に関して、答申を取りまとめ発表した。答申は少子化の現状と影響を俯瞰し、現在実施されている少子化対策の効果や問題点等を検証したうえで、少子化に歯止めをかける税制はどうあるべきかに焦点をあてて検討が行われた。ポイントは以下の通り。○少子化の最大の要因は、結婚・出産・子育てに対する経済的負担の重さにあり、税制においても現役世代の可処分所得を増やす施策が最も有効である。○そのことで、現役世代の社会保障費の負担感が軽減されるという副次的な効果も見込まれる。○具体的には、世帯単位課税の現役子育て世代への選択的導入の検討、年少扶養控除の復活、就業調整問題への対応として配偶者控除及び配偶者特別控除の廃止並びに社会保険制度における被保険者の範囲の見直し、託児施設の設置費用等の税額控除、賃上げ税制の中・長期的制度化などを提言する。

また、少子化対策は、結婚や出産を考える者に対する給付等による直接的な支援がより効果的であり、税制のみならず、社会保障政策による出産にかかる医療費、保育費、学費の無償化などの支援が、今まで以上に必要であると付言されている。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com